

関係事業者の皆様

化学兵器禁止法に基づく指定物質等の平成29年(1月～12月)製造等・使用実績数量及び輸出入実績数量に関する届出期限のお知らせ

平素より化学兵器禁止関連政策への御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)第25条、第26条、第27条、第28条及び第29条に基づき、指定物質の製造、抽出、精製(副生を含む。以下「製造等」という。)、使用又は輸出入、並びに有機化学物質(識別可能な有機化学物質)及び特定有機化学物質(有機化学物質のうち、りん、硫黄、ふっ素を含むもの)を製造した事業者については、暦年(1月～12月)における実績数量を経済産業大臣に届け出ることとされており、今年の実績数量についてはその提出期限が平成30年2月28日(水)までとなっております。

御提出いただいた書類につきましては、担当者にて記載内容を確認し、お問い合わせや修正依頼を差し上げることがありますので、上記期限にかかわらず、お早めに事業所の所在地を管轄する経済産業局等まで御提出願います。

なお、経済産業省化学兵器禁止関連施策(国際検査関係)のホームページにおいて、国際検査への準備や対応方法を新たに掲載しましたので、御一読願います(下段参考)。

#### 【届出の対象となる事項】

＜提出先:事業所の所在地を管轄する経済産業局＞

- 平成29年(2017年)の第一種指定物質の製造等及び／又は使用の実績数量
- 平成29年(2017年)の第二種指定物質の製造実績数量
- 平成29年(2017年)の有機化学物質及び特定有機化学物質の製造実績数量

＜提出先:経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室＞

- 平成29年(2017年)の第一種／第二種指定物質の輸出及び／又は輸入の実績数量

#### 【届出様式及び届出方法】

届出様式については、経済産業省化学兵器禁止関連施策(届出関係)のホームページ<sup>1</sup>(以下「ホームページ」という。)の「2. 実績届出」に掲載していますので御参照ください。

御提出は郵送、持参のいずれかの方法でお願いいたします。FAX等で事前に送付いただいた場合は、追って代表者印押印済みの原本を御提出ください。

#### 【届出にあたっての注意事項】

○対象となる化学物質

届出の対象となる指定物質等及びそのしきい値は法令により定められています。(別添の【参考】1. 2. 3又はホームページの「5. 参照資料(2)届出の対象化学物質」を御参照ください)

<sup>1</sup>届出関係：

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/todokede.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html)

(参考)国際検査関係：

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/sasatsu.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/sasatsu.html)

い)

### ○国際検査で修正するよう指摘された場合

国際検査において申告内容を修正するよう指摘された場合は、その内容を反映し提出してください。

### ○施設・設備位置の図面、製造工程の説明書面等

第一種・第二種指定物質の製造等・使用に係る届出には、事業所内の製造(等)施設の位置を示す図面、施設における製造(等)設備その他の設備の位置を示す図面、製造(等)工程を説明した書面、製造能力の計算方法(第一種指定物質のみ)の添付が必要です(化学兵器禁止法施行規則第17条第2項、第18条第3項、及び第20条第2項)。添付にあたっては、平成30年予定(数量届出時)と状況に違いがないかをご確認いただき、状況が同じ場合は同じものを、異なる場合は、平成29年実績に対応したものを添付してください。

### ○平成29年予定数量届出と異なる場合

確認作業を円滑に進めるため、平成28年秋に御提出いただいた平成29年予定数量届出と異なる事項(上記に加え、事業所名称・プラント名称・住所(申告書類を併せて御提出いただいている場合は、英語表記のみの変更も含みます)、対象プラント数、活動内容、対象物質、各種コード、生産実績数量区分等)がある場合は、**当該変更点についてのメモ**(様式は問いません)を併せて御提出願います。

### ○化学兵器禁止機関(OPCW)への申告書類を添付する場合

化学兵器禁止機関(OPCW)への申告の対象となる事業者の皆様におかれましては、届出に際し申告書類を併せて御提出いただくこととなりますが、可能な限り、上記ホームページの「2. 実績届出」中、「添付書類」の項目に掲載しております「国際機関に申告するための書面」をダウンロードし、電子的に記入したものをプリントアウトして御提出ください。(申告に必要な様式の種類は、別添【参考】4. も併せて御参照ください)

例年、申告書類の作成に際し、事業所やプラントの名称、製品グループコードの誤記が散見されております。御提出前に改めて御確認願います。

<よくある間違いの例>

- ・ 事業所・プラントの名称の公的文書等との不整合(特に英語名称)  
(ISO 認証書、公的文書、過去に検査を受けた場合はその際の報告書と照合してください)
- ・ プラント数の更新(プラントの新設、廃止などがあった場合は反映させてください。)
- ・ 製品グループコードの誤記  
(記載要領と注意事項は、届出参考資料集の 5.3.8 を御参照ください)
- ・ 申告様式の不足(必要様式については、別添【参考】4. を御参照ください)
- ・ 届出書類の不足(製造等施設の位置、製造等設備の位置、製造工程の説明、届出者が法人の代表者でない場合の委任状、第一種指定物質を製造する場合の製造能力計算法など。各届出に必要な書類は、ホームページ及び届出参考資料集を御参照ください。)
- ・ 届出の際には、ご担当者の連絡先としてメールアドレスも御連絡願います。

○製造等／使用実績届出書類の提出先(書類記入等に係るお問合せ先)

北海道経済産業局 地域経済部製造産業課

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

TEL:011-709-1784(直通) FAX:011-707-5324

東北経済産業局 地域経済部情報・製造産業課

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

TEL:022-221-4903(直通) FAX:022-265-2349

関東経済産業局 産業部製造産業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL:048-600-0312(直通) FAX:048-601-1293

中部経済産業局 産業部製造産業課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL:052-951-2724(直通) FAX:052-951-0977

近畿経済産業局 産業部製造産業課

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

TEL:06-6966-6022(直通) FAX:06-6966-6082

中国経済産業局 地域経済部地域経済課(ものづくり産業担当)

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

TEL:082-577-7761(直通) FAX:082-224-5765

四国経済産業局 地域経済部製造産業課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

TEL:087-811-8520(直通) FAX:087-811-8558

九州経済産業局 地域経済部製造産業課

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館

TEL:092-482-5445(直通) FAX:092-482-5538

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL:098-866-1730(直通) FAX:098-860-1375

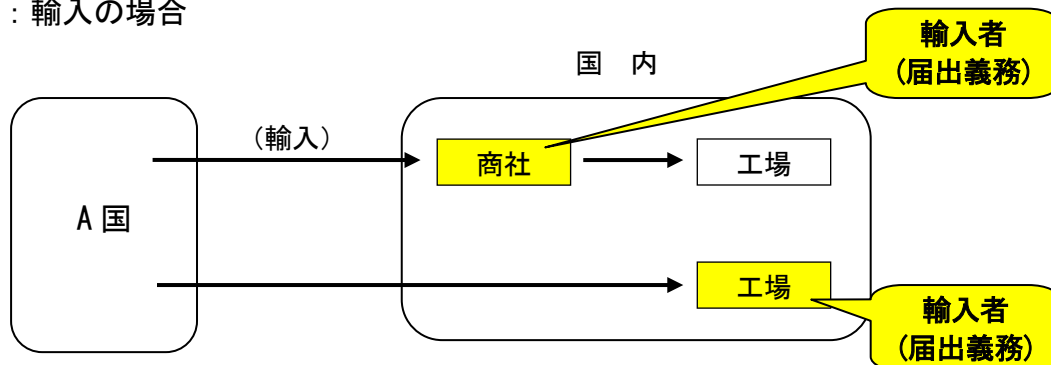
## ■輸出入

### ○届出義務を有する者

通関ベースで前暦年（1月～12月）に指定物質を輸出又は輸入した者に届出義務があります。

例えば、商社を介して輸出／輸入した工場は当該届出義務の対象者ではなく、その輸出／輸入に直接関わった商社に届出義務があります。また、工場が商社を介さず直接輸出者／輸入者として輸出／輸入した場合は、その工場に届出義務があります。

例：輸入の場合



### ○輸出入総量の不一致解消

化学兵器禁止機関では、化学兵器の不拡散を徹底するため、毎年我が国を含む各国からの申告に基づいて輸出国と輸入国の数量比較チェックを行い、一致しない場合は各国にその解消のための努力を求めています。近年では、主に以下の指定物質について、輸出入総量の不一致に係る照会がほぼ毎年来ています。数量の不一致は年末年始を挟んで通関がなされた貨物の存在により生じることもありますが、純分換算の方法を含め、届出の漏れや誤りがないようご注意ください。

- ・トリエタノールアミン（CAS番号：102-71-6）
- ・メチルジエタノールアミン（CAS番号：105-59-9）
- ・（5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスホナリン-5-イル）メチルメチルホスホネート（CAS番号：41203-81-0）とビス（5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスホナリン-5-イル）メチルホスホネート（CAS番号：42595-45-9）の混合物（CAS番号：170836-68-7） ※混合物での届出になります。詳しくは、ホームページ中のお知らせ欄の「過去のお知らせ」を参照ください。

### ○参考資料の添付

届出内容の確認及び上記の不一致解消作業を迅速に行うことができるよう、可能であれば、別紙「届出内訳一覧表」又は、個々の貨物の輸出入（通関）の日付、相手国、数量、濃度が分かる既存資料のコピーを併せて添付いただけますと幸いです。

（別紙様式はホームページからダウンロードいただけます）

### ○輸出入実績届出書類の提出先（書類記入等に係るお問合せ先）・化学兵器禁止法全般についてのお問合せ先

経済産業省 製造産業局化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3580-0937(直通) FAX: 03-3580-7319

e-mail: kahei-madoguchi@meti.go.jp

## 【参考】

## 1. 化学兵器禁止法に基づく指定物質

	毒 性 物 質	原 料 物 質
第一種指定物質	<p>(1) O・O'—ジエチル=S—[2—(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート(別名アミトン)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</p> <p>(2) 1・1・3・3・3—ペンタフルオロ—2—(トリフルオロメチル)——プロペン(別名P F I B)</p> <p>(3) 3—キヌクリジニル=ベンジラート(別名B Z)</p>	<p>(1) 炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。</p> <p>イ 特定物質のうち毒性物質(1)から(4)まで及び原料物質</p> <p>ロ O—エチル=S—フェニル=エチルホスホロチオロチオナート(別名ホノホス)</p> <p>(2) N・N—ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)</p> <p>(3) ジアルキル=N・N—ジアルキルホスホルアミダート(ジアルキル及びN・N—ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)</p> <p>(4) 三塩化ヒ素</p> <p>(5) 2・2—ジフェニル—2—ヒドロキシ酢酸</p> <p>(6) キヌクリジン—3—オール</p> <p>(7) N・N—ジアルキルアミノエチル—2—クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類</p> <p>(8) N・N—ジアルキルアミノエタン—2—オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。N・N—ジメチルアミノエタノール及びN・N—ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類</p> <p>(9) N・N—ジアルキルアミノエタン—2—チオール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類</p> <p>(10) ビス(2—ヒドロキシエチル)スルフィド(別名チオジグリコール)</p> <p>(11) 3・3—ジメチルブタン—2—オール(別名ピナコリルアルコール)</p>
第二種指定物質	<p>(1) 二塩化カルボニル(別名ホスゲン)</p> <p>(2) 塩化シアン</p> <p>(3) シアン化水素</p> <p>(4) トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)</p>	<p>(1) 塩化ホスホリル</p> <p>(2) 三塩化リン</p> <p>(3) 五塩化リン</p> <p>(4) 亜リン酸トリメチル</p> <p>(5) 亜リン酸トリエチル</p> <p>(6) 亜リン酸ジメチル</p> <p>(7) 亜リン酸ジエチル</p> <p>(8) 一塩化硫黄</p> <p>(9) 二塩化硫黄</p> <p>(10) 塩化チオニル</p> <p>(11) エチルジエタノールアミン</p> <p>(12) メチルジエタノールアミン</p> <p>(13) トリエタノールアミン</p>

## 2. 化学兵器禁止法における有機化学物質及び特定有機化学物質

### 【有機化学物質】

- (一) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二八類及び第二九類に該当する物品(単一の構造式を有する炭素化合物に限るものとし、炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く。)
- (二) 関税定率法別表第三二・〇四項に該当する物品(単一の構造式を有する炭素化合物に限るものとし、炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く。)
- (三) エチルアルコール
- (四) メタン
- (五) プロパン
- (六) 尿素

### 【特定有機化学物質】

上記(一)及び(二)の有機化学物質であって、りん原子、硫黄原子又はふっ素原子を含むもの。

### 3. 届出の要件

製造等・使用については、①平成 29 年(2016 年)(暦年)における物質ごとの製造等・使用の実績量が事業所全体として以下の届出しきい値を超えた場合及び②平成 29 年(2017 年)(暦年)における予定量について届出を行っていた場合に届出が必要となります。

輸出入については、法人単位で、以下の届出しきい値を超える濃度のものを輸出入した場合に届出が必要となります(数量しきい値がないため少量でも届出が必要です)。

濃度しきい値欄に「なし」とある場合、数値に関わらず届出が必要となります。副生物も届出の対象になりますのでご注意ください。

				届出しきい値	
				数量しきい値	濃度しきい値(重量換算)
第一種 指定物質	製造等 ／ 使用	毒性物質	BZ	1kg	製造等:なし 使用: 10kg超:1% 1kg<BZ≤10kg:10%
			BZ 以外	100kg	製造等:なし 使用: 1t超:1% 100kg<BZ 以外 ≤1t:10%
		原料物質		1t	製造等:なし 使用:30%
	輸出入		なし	毒性物質:1% 原料物質:30%	
第二種 指定物質	製造		30t	なし	
	輸出入		なし	30%	
学 有 機 化 学 物 質	製造		200t	特に定めなし (個別に判断)	
化 学 物 質	製造		30t	特に定めなし (個別に判断)	

#### 4. 届出書面の基本セット

		必要書面	単位
第一種指定 物質(表2剤)	製造等/ 使用  ※	様式第17	物質ごと、活動ごと、事業所ごと
		Form2. 2 (基本情報)	事業所ごと
		Form2. 3 (基本情報)	プラントごと
		Form2. 3. 1 (活動内容)	プラントごと
		Form2. 3. 2 (生産能力)	プラントごと (生産がある場合のみ)
		Form2. 4 (実績活動)	物質ごと
	輸出入	様式第20	物質ごと、事業者ごと
第二種指定 物質(表3剤)	製造  ※	様式第19	物質ごと、事業所ごと
		Form3. 2 (基本情報)	事業所ごと
		Form3. 3 (活動内容)	プラントごと
		Form3. 4 (実績活動)	物質ごと
	輸出入	様式第20	物質ごと、事業者ごと
有機化学物質 (DOC)	製造  ※	様式第21	事業所ごと
		Form4. 1	事業所ごと
特定有機化学 物質(PSF)	製造  ※	様式第22	事業所ごと
		Form4. 1 (上記と共通)	事業所ごと

※ 化学兵器禁止条約に基づく国際機関への申告用の様式です。申告しきい値(「届出参考資料集」等を御参照ください。)を超えない場合は基本的に提出不要です。御不明の場合はホームページを御覧いただくか、上記お問い合わせ先までお問い合わせ下さい。



